議案第71号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための 関係法律の整備に関する法律等における介護保険法の改正による 千葉県条例の制定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につ いて

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等における介護保険法の改正による千葉県条例の制定に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

平成25年2月18日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための 関係法律の整備に関する法律等における介護保険法の改正による 千葉県条例の制定に伴う関係条例の整理に関する条例

(市川市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 市川市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例(平成 5年条例第31号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第96条第1項」を「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年千葉県条例第68号)第103条第1項」に改める。

(市川市保健医療福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 市川市保健医療福祉センターの設置及び管理に関する条例 (平成10 年条例第22号) の一部を次のように改正する。

第16条第3項第1号中「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)第11条第1項」を「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉県条例第72号)第14条第1項」に改め、同項第2号中「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「居宅サービス基準省令」という。)第145条第1項」を「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年千葉県条例第68号。以下「居宅サービス基準条例」という。)第193条第1項」に改め、同項第3号中「居宅サービス基準省令第119条」を「居宅サービス基準条例第146条」に、「居宅サービス基準省令第119条」を「居宅サービス基準条例第146条」に、「居宅サービス基準省令第96条第1項」を「居宅サービス基準条例第146条」に、「居宅サービス基準

第17条第2項中「居宅サービス基準省令第96条第1項」を「居宅サービス基準条例第103条第1項」に改める。

(市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例(平成16年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第31条第2項中「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第96条第1項」を「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年千葉県条例第68号)第103条第1項」に改める。

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)等における介護保険法の改正により、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めた千葉県条例が制定されたことに伴い、関係条例中の条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。